

石岡市告示第861号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件名	令和4年度 防火水槽解体工事（4-12 10t）
工事場所	石岡市 国府六丁目3番1号（第4分団車庫前）
工事概要	防火水槽解体 N=1.0基
工期	契約締結日の翌日から90日間
予定価格	金1,390,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。 本工事の最低制限基本価格は「土木工事」として算出する。 最低制限基本価格 金1,240,000円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領（令和3年石岡市告示第561号）」参照）
発注担当課	消防本部 総務課

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	入札参加資格は次のアからウの要件を満たす者とする。 ア 令和3・4年度の石岡市における解体工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 令和3・4年度の「石岡市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において、解体工事の総合評定値が650点未満であること。 ウ 解体工事に係る特定又は一般建設業の許可を有すること。

(2) 所在地要件	石岡市内に建設業法に基づく主たる営業所を有し、継続して2年以上経過していること。
(3) 経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」について、公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
(4) 手持ち工事の数	石岡市の発注する手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が3件以内であること。
(5) 同時落札制限	次の入札を落札したものは、この入札を落札することができない。 令和4年度 消防団施設解体工事
(6) 手持ち工事の制限	石岡市の発注する次の工種の手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が1件以内であること。 工種：解体工事 同一工種の手持ちの工事が2件の場合、この入札を落札することはできない。手持ちの工事件数は、入札落札時に加算するものとし、当該工事の検査合格時に減算とする。
(7) 技術者の配置	建設業法に基づき技術者等を適正に配置できること。
(8) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（1参照）

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和4年10月26日（水）午後5時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス（PPI）よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付日時	公告日から令和4年10月18日（火）午後5時まで
(2) 質疑提出先及び方法	質疑をする際、入札情報サービス（PPI）又は石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記の電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参又は郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出も認める。 消防本部 総務課 電子メール shoubou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-22-5895 電話番号 0299-23-0119
(3) 回答日時及び方法	令和4年10月19日（水）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページにおいて公表する。
(4) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（3参照）

5 入札参加申請	
本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	電子入札システムによる。 ただし、電子入札システムによる申請がし難い場合には、「紙入札方式参加届出書」を提出し、石岡市の承認を得た場合のみ参加を認める。
(2) 申請期間	令和4年10月12日（水）午前9時から 令和4年10月18日（火）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）
(3) 提出方法	電子入札システムにより電子ファイル（ダミーファイル）を提出すること。紙入札方式参加届出書の提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 提出先 郵便番号315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 総務部 契約検査課 電子メール keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-24-0324 電話番号 0299-23-1111

6 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる。 ただし、電子入札システムによる入札がし難い場合は、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）ができる。 提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 また、紙入札の場合、石岡市が指定する様式「入札書（紙入札用）」を使用し、「くじ番号」を記入のうえ、記名をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。
(2) 入札書等の受付期間	令和4年10月19日（水）正午から 令和4年10月25日（火）正午まで

	開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）
(3) 入札時の添付書類	電子入札システムにより電子ファイル（T I F F形式）で提出すること。 ア 積算内訳書（電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし、事前に承諾を得た場合には日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法により提出すること。提出は封筒に入れ封緘し、封筒には、工事件名、入札日、会社名の記載があること）
	紙入札の場合（封筒に入れ封緘すること） ア 入札書（紙入札用） イ 積算内訳書
(4) 紙入札の添付書類提出先	・郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出の場合 郵便番号315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 総務部 契約検査課 あて （ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。） ・持参による提出の場合 石岡市役所 本庁舎 2階 石岡市役所 総務部 契約検査課 ※封筒には、工事件名、入札日、会社名の記載があること。
(5) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（5参照）
(6) その他	提出する積算内訳書には、住所、商号又は名称及び氏名を記載し、押印は不要とする。ただし、記載のない積算内訳書を提出したものが提出した入札書は「無効」とする。

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和4年10月27日（木）午後1時50分
(2) 入札（開札）場所	石岡市役所 本庁 1階 101会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札（開札）の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の入札参加者とし、令和4年10月26日（水）午後3時までに「入札（開札）立会い希望申請書」を総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。 ファクシミリ番号 0299-24-0324 なお、会場の都合により、立会は原則1社1名とする。

	入札参加者が立会できない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。
(4) 入札結果の公表	落札決定後（事後審査後）に、入札情報サービス（P P I）にて入札結果を掲載する。

8 落札候補者の決定	
(1) 落札候補者	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（10参照）

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期限	落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）
(2) 提出書類及び方法	<p>ア 一般競争入札参加申請書</p> <p>イ 建設業の許可証明書の写し又は一般建設業（又は特定建設業）の許可について（通知）の写し</p> <p>ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>エ 配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用を確認する書類</p> <p>オ 配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類</p> <p>カ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し</p> <p>上記の書類を、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法により、総務部契約検査課へ提出すること。</p> <p>電子メール keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-24-0324</p>

10 落札者の決定	
(1) 落札者の決定方法	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（12参照）

11 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	石岡市建設工事執行規則第5条第2項により免除

12 前金払及び中間前金払	
---------------	--

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前金払を請求できる。

13 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。